

## ◎佐賀県条例第1号

### 佐賀県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例

(設置)

**第1条** 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）及びそのまん延防止のための措置により経営に影響を受けた県内の中小企業者に対し金融上の支援を行い、その経営の安定化を図るため、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。